

公示送達書

一宮市告示第 502 号
令和 7 年 10 月 28 日

一宮市長 中野 正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市役所財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名		交付要求通知書 1 通、参加差押通知書 1 通	
送達を受けるべき者	住（居）所		氏 名
	千葉県八街市文違 3 0 1 番地 1 3 3 7		Faith Trade Japan 合同会社

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。